

## 戸別所得補償モデル対策に関する主要Q & A

戸別所得補償モデル対策に関するブロック・都道府県説明会における主な質問事項とその回答の概要をまとめたものです。  
これ以外の実務的な質問事項は、「実務担当者向けQ & A」に掲載しています。

### 1. 水田利活用自給力向上事業

- 自給力向上事業における、都道府県で設定できる地域作物の単価や、激変緩和措置による作物別単価を早く示してほしい。
  - 野菜などの地域特産作物の単価や激変緩和措置による加算の設定については、現在、都道府県内において検討が進められているところであり、農家の方々に早急に単価をお示しできるよう、協議を進めていく考えです。
  
- 麦・大豆等の生産が拡大した場合は、単価は減額されるのか。
  - 各地域に配分された交付金の範囲内で助成を行う産地確立交付金とは異なり、作付実績に応じて助成する仕組みですので、生産が拡大しても、その実績に対して35,000円/10aの助成が行われます。  
ただし、激変緩和措置による単価の上乗せ分については、一定額の範囲内で行われるものであるため、計画時よりも生産が拡大した場合には、単価が減額されることもあります。
  
- 戦略作物の二毛作に取り組む場合であって、表作と裏作で耕作者が異なる場合は、助成金はどちらの者に交付されるのか。
  - 表作と裏作とで耕作者が異なる場合には、当該水田の作付面積確認依頼書を一緒に取りまとめて提出していただき、その中で一方が表作、もう一方が裏作として、それぞれの耕作者の作付面積に応じて交付金が交付されます。
  
- 新規需要米（米粉用米、飼料用米）については、農業者が実需者を探すのは困難なので、国に実需者とのマッチングの支援をお願いしたい。
  - 国としては、何処にどれぐらいのニーズがあるかといった情報を集め、生産サイドの方に提供していくことで、個別では情報交換ができないところの間に入り情報を行き来させ、円滑に進むように引き続き取り組みたいと考えています。

## 2. 米戸別所得補償モデル事業

### ○ モデル事業の単価が全国一律では、地域の実情が反映できないのではないか

→ 地域別の単価を設定した場合には、生産コストの削減努力をせずに生産費が高くなっている地域、あるいは販売努力をせずに販売価格が低くなっている地域のほうが、努力をした地域よりも、国から多くの交付金を得ることになりかねず、逆に不公平となると考えられます。

また、地理的条件が悪い地域に対しては、中山間直接支払制度を措置しています。

### ○ 米戸別所得補償モデル事業において、需給調整を守るために、ほ場の一部を不作付とする場合も、改善計画を提出する必要があるのか。

→ ほ場の一部を調整水田で対応する場合は、改善計画の提出は必要ありません。ただし、交付金は作物作付の面積に応じて支払うことから、作付面積確認依頼書のほ場ごとの利用状況の欄には、不作付の面積が分かるように記入していただく必要があります。

### ○ トキの餌場に活用している調整水田など、今後も作付ができない水田は、どうすればよいのか。

→ 地域によっては、市町村や地域住民等が他の政策目的に活用することで作物作付が期待できない水田もあると考えています。

このような水田についても、実態把握のために改善計画は提出していただきますが、トキの餌場として使用する場合など調整水田を維持する合理的な理由があると認められるときは認定できる方向としています。

### ○ 当然加入以上の作付面積があるにも関わらず水稲共済に加入していない者についても、前年度の販売実績があればモデル事業の交付対象となるのか。

→ 当然加入の面積以上の農業者に対しては、共済関係は成立しているので、水稲共済の加入申込書を共済組合に提出することで交付対象とします。

### ○ 20a、30aの小規模農家にはメリットが少なく推進が難しい。

→ 小規模農家であっても集落営農を組織し共済資格団体となることで、10a控除のメリットがあること等を説明して推進して下さい。

### 3. 手続き

○ **モデル対策の加入申請書等の書式を早く示してほしい。**

→ モデル対策の加入申請様式については現在検討中です。加入申請書は1枚とし、作付確認は現行対策で使用している営農計画書や共済細目書とほぼ同じ内容とする方向です。

○ **集落営農やブロックローテーションに参加している場合、共通口座で交付金を受け取ることは可能か。**

→ 集落営農については、共同生産販売で使用している口座で受け取れます。ブロックローテーションなど、地域的な営農の取組をしている場合もその取組が維持できるよう、共通口座での受け取りを可能とする方向で検討しています。

### 4. その他

○ **23年度の戸別所得補償制度の本格実施の際には、どの作物が対象になるのか。**

→ 戸別所得補償制度は、恒常的にコスト割れしている品目を対象にしていく考えです。

① 畑地帯の麦・大豆等については、内外価格差に基づく恒常的なコスト割れがあり、現行の経営所得安定対策も踏まえ、23年度からの導入に向けて、制度設計を行っていきます。

② 野菜・果樹については、恒常的にコスト割れしている状況にないため、戸別所得補償制度の仕組みがそのまま適用されることはないと考えており、今後、新たな支援策を検討することとしています。

③ 畜産・酪農については、現行の畜産経営安定対策も踏まえ、所得補償のあり方や導入時期を検討することとしています。

○ **農水省は、担い手育成、構造改革路線を変更したのか。**

→ 担い手の育成、水田作農業の構造改革は引き続き必要と考えています。

モデル事業の単価は、全国一律であり、このため、規模拡大やコストダウンの努力をした農家や、販売価格を高める取り組みを行っている地域ほど、所得が増える仕組みとなっており、規模拡大やコストダウンのインセンティブが働く制度設計となっています。